

令和 8 年度 中島捕獲イノシシ収集運搬業務委託仕様書

1. 業務内容

松山市鳥獣被害防止対策協議会構成員である中島地区イノシシ被害防止対策連絡協議会（中島本島支部）（以下、中島協議会）と委託契約を締結し、中島地区で捕獲されたイノシシについて、中島協議会の指示に従い、中島協議会の指定する場所で積み込みを行い、指定する運搬先（処分施設）まで運搬する。

2. 業務委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 運搬先 オオノ開発株式会社 東温事業所（フレップとうおん） 東温市河之内乙 8 2 5 番地 3

4. 収集方法及び搬入方法

- (1) 中島協議会の収集指示を受け、指定する時間に、松山市役所中島支所に設置する捕獲イノシシ保管用冷凍庫から捕獲イノシシの運搬車両への積み込み作業を行い、運搬先まで搬入を行うこと。
- (2) 血液や体液等の流出やにおいの発生を防止する設備を備えた車両による運搬やその他対応によって、処分イノシシを焼却施設まで衛生的に運搬すること。
- (3) 車両に積み込み中の処分イノシシを、外部から見えない状態で焼却施設まで運搬すること。
- (4) 収集運搬作業中において、他の車両の交通の支障とならないよう配慮すること。
- (5) ごみを搬入する際には、運搬先である処理施設管理者及び係員の指示に従うこと。

5. 収集運搬車両

- (1) 収集運搬車両は、運搬物が飛散又は流出し、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (2) 収集運搬車両は、1 回当たり 2 t（2,000kg）までの重量の積み込みが可能なものであること。
- (3) 収集運搬車両の整備点検を適正に行い、常に収集業務に支障のないようにすること。
- (4) 収集運搬車両には、業務用無線、携帯電話等を搭載し、緊急連絡等の対応ができること。
- (5) 収集運搬車両については、対人賠償額無制限の任意保険に加入すること。

6. 業務報告

- (1) 委託業務を実施した日ごとに作業日報を作成し、月ごとにまとめ、月報として、翌月 10 日までに提出すること（3 月分については、3 月 31 日までに報告すること。）。
- (2) 委託業務中に事故が発生した場合は、電話にて直ちに中島協議会まで報告した上、速やかに「事故報告書」を提出すること。また、相手側には誠意を持って対応し、受託者の責任において解決すること。
- (3) 必要に応じ委託者が求める時は、業務内容について報告すること。

7. 契約の解除

中島協議会は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。この場合において、受託者にいかなる損害が生じても中島協議会は、一切の責を負わないものとする。

- (1) 受託者が本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- (2) 契約期間内に業務履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 業務履行にあたり不正の行為があったとき。
- (4) 松山市の「一般廃棄物収集運搬業許可業者」でかつ許可事業の範囲に「可燃物」の収集運搬業許可が含まれる事業者であることの要件を満たさなくなったとき。
- (5) 中島協議会が必要と認める指示に従わないとき。

8. 損害賠償

- (1) 受託者が作業中、第三者に与えた損害は受託者の責任及び負担とする。

9. 委託料の支払い

- (1) 受託者は月報により、中島協議会まで該当月の業務完了の報告を行い、その確認を受けた後、月ごとに委託料の支払いを中島協議会に請求するものとする。中島協議会は当該請求があった日から30日以内に、当該請求に係る額の委託料を受託者に支払うものとする。
- (2) 一ヶ月当たりの支払い額は、「6. 業務報告」の規定により報告のあった月報に基づき、契約単価（1回当たり）に運搬回数を乗じた金額とする。

10. その他

- (1) 仕様書に記載する事項に疑義が生じた場合や規定のない事項については、必要に応じて、中島協議会と受託者が協議するものとする。